

水道庁舎の利活用について

1 第2回検討委員会の状況

◇ 現状と課題

- ⇒ 新耐震構造であるが施設や設備が老朽化
- ⇒ 現庁舎及び隣接する浄水場の豪雨時における浸水対策も課題
- ⇒ 一方、基幹水道施設（城東浄水場）に近接しており、効率的な設備の維持管理が可能

◇ 市公共施設等総合管理計画に基づく方向性

- ⇒ 本庁舎への移転、既存施設の大規模修繕など状況を踏まえながら検討する。

◇ 検討事項

- ⇒ 今後も利活用していくべきか。

◇ 委員からの主な意見

- ・ 何かあった際の対応等を考えると、水道庁舎は、基幹水道施設の近くにあった方が良いと考える。
- ・ 上下水道課は災害時に市民のライフラインとして飲料水を確保する重要部署であることから、災害対策本部との連携が取りやすいことが重要。
- ・ 東日本台風では、浄水場のポンプが使えなくなり、給水ができず断水になった。かさ上げをするのか、浄水場の近くに建て替えるのかといった対策が必要では。
- ・ 災害で漏水が起きたときなど、水道の修理は重機を使うので、大型トラックで動く必要があり、資材を取りに現場に行かなければならない。実務的な部門は本庁舎とは別の方が動きやすい。
- ・ 既存の単独庁舎に水道部門を残している市町は事情があって残しているはず。メリット・デメリットをもっと深く考えるべき。

2 再整理した内容

(1) 災害対策本部との連携について

- ・ 本市における災害対策本部は、直近だと、令和元年10月の東日本台風に伴い設置されたが、当時の対応としては、上下水道課長は、現水道庁舎で現場指揮を執ることとし、災害対策本部には参加していなかった。
- ・ しかしながら、災害対策本部との連携を密に図るためには、委員意見のとおり、ライフラインをあずかる上下水道課長の参加が望ましい。
- ・ 一方、コロナの影響で各種会議がWeb会議に切り替え、今では、近年の庁内DX化もあり、Web会議が普及し、一般化している。
- ・ したがって、災害対策本部も、Web会議により、上下水道課長が現水道庁舎で現場指揮を執りながら参加することにより、連携をより密に図ることが可能である。
- ・ なお、県内で既存の単独庁舎に配置した市町のうち、佐野市や日光市は、SNSや災害情報アプリ等を用いて情報伝達・指示・報告等を行ったり、Web会議による対応も併用している。

(2) 浄水場等の水道施設の浸水対策について

- ・ 庁舎整備の完成は、早くて令和10年度末を見込んでいる。
- ・ 一方、本市の基幹水道施設である城東浄水場のポンプ等は、令和元年東日本台風では浸水被害を受け、給水ができなくなり断水となるなど、市民生活に大きな影響を及ぼしたところである。
- ・ 再びこのような事態を招かないよう、早急に改修工事等の浸水対策を講じる必要があり、庁舎整備の完成を待たず優先して着手すべきものと思料される。
- ・ この場合、災害時の現場指揮を執る場所は現水道庁舎となるため、現水道庁舎についても浄水場ポンプ等と併せて浸水対策を講じる必要がある。
- ・ したがって、現水道庁舎には、庁舎整備前にそれ相応の費用を投じることになり、その費用を無駄にしないよう庁舎整備後も継続的に利活用することが望まれる。

(3) 県内市町における水道事業事務所の状況

◇ 県内25市町の水道事業事務所の場所

- ⇒ 次頁のとおり。 ※本庁舎に配置 8市町
※単独庁舎に配置 17市町

県内市町の水道事業事務所の場所（本庁舎内：8市町、単独庁舎・別庁舎：17市町）

R5. 8. 16 現在

| 市町 | 本庁舎 | 水道事業事務所の場所 ※本庁舎からの距離 |
|----------|-------------------------------|---|
| 1 宇都宮市 | 宇都宮市役所 (宇都宮市旭1-1-5) | 宇都宮市上下水道局 (宇都宮市河原町1-41) ※523m |
| 2 足利市 | 足利市役所 (足利本城3-2145) | 栃木県足利庁舎内 (足利市伊勢町4-19) ※1.70km |
| 3 栃木市 | 栃木市役所 (栃木市万町9-25) | 栃木市水道庁舎 (栃木市菌部町3-13-24) ※1.83km |
| 4 佐野市 | 佐野市役所 (佐野市高砂町1) | 佐野市上下水道局 (佐野市大橋町1165) ※976m |
| 5 鹿沼市 | 鹿沼市役所 (鹿沼市今宮町1688-1) | 鹿沼市水道庁舎 (鹿沼市千手町2599) ※932m |
| 6 日光市 | 日光市役所 (日光市今市本町1) | 日光市水道庁舎 (日光市瀬尾1640-34) ※3.69km |
| 7 小山市 | 小山市役所 (小山中央町1-1-1) | 小山市役所内 ※新庁舎整備に伴い旧水道庁舎から移転 |
| 8 真岡市 | 真岡市役所 (真岡市荒町5191) | 真岡市役所内 ※新庁舎整備に伴い旧水道庁舎から移転 |
| 9 大田原市 | 大田原市役所 (大田原本町1-4-1) | 大田原市役所内 ※新庁舎整備に伴い旧所在地から移転 |
| 10 矢板市 | 矢板市役所 (矢板市本町5-4) | 矢板市上下水道事務所 (矢板市本町4-39) ※70m |
| 11 那須塩原市 | 那須塩原市役所 (那須塩原市共壘社108-2) | 西那須野庁舎内 (那須塩原市あたご町2-3) ※10.42km |
| 12 さくら市 | さくら市役所 (さくら市氏家2771) | さくら市上下水道事務所(卯の里庁舎内) (さくら市氏家2190-7) ※916m |
| 13 那須烏山市 | 那須烏山市役所烏山庁舎 (那須烏山市中央1-1-1) | 那須烏山市水道庁舎 (那須烏山市城東18-3) ※821m |
| 14 下野市 | 下野市役所 (下野市笹原26) | 下野市役所内 ※新庁舎整備に伴い旧水道庁舎から移転 |
| 15 上三川町 | 上三川町役場 (上三川しらさぎ1-1) | 上三川町役場内 |
| 16 益子町 | 益子町役場 (益子町益子2030) | 芳賀中部上水道企業団 (芳賀町祖母井1703) ※7.93km |
| 17 茂木町 | 茂木町役場 (茂木町茂木155) | 茂木町水道庁舎 (茂木町茂木155) ※同一敷地内 |
| 18 市貝町 | 市貝町役場 (市貝町市塙1280) | 芳賀中部上水道企業団 (芳賀町祖母井1703) ※2.59km |
| 19 芳賀町 | 芳賀町役場 (芳賀町祖母井1020) | 芳賀中部上水道企業団 (芳賀町祖母井1703) ※1.91km |
| 20 壬生町 | 壬生町役場 (壬生町壬生甲3841-1) | 壬生町役場内 ※旧役場庁舎のときも同所内にあった。 |
| 21 野木町 | 野木町役場 (野木町丸林571) | 野木町役場内 |
| 22 塩谷町 | 塩谷町役場 (塩谷町玉生741) | 塩谷町役場内 |
| 23 高根沢町 | 高根沢町役場 (高根沢町石末2053) | 高根沢町上下水道事務所 (高根沢町宝石台1-7-1) ※1.13km |
| 24 那須町 | 那須町役場 (那須町寺子丙3-13) | 那須町上下水道課 (那須町寺子乙3967-184) ※510m |
| 25 那珂川町 | 那珂川町役場 (那珂川町馬頭555) | 那珂川町上下水道庁舎 (那珂川町久那瀬983-3) ※2.06km |

背景が薄ピンク色は新庁舎整備を行った市町

背景が薄水色は本庁舎内に配置している市町

◇ 新庁舎整備を行った市町へのヒアリング結果

本庁舎に配置替した市町（小山市、真岡市、大田原市、下野市）

本庁舎に配置替した経緯

- ⇒ 市民サービスの向上（真岡市、小山市）
- ⇒ 旧水道庁舎の老朽化、耐震不足等（真岡市、大田原市）
- ⇒ 分庁方式の廃止、分散した庁舎機能の集約等（下野市、小山市）

本庁舎に配置替したことによるメリット

- ⇒ 水道使用者の利便性（市民サービス）が向上（大田原市、小山市）
- ⇒ 他部署との連携や連絡調整がしやすい等（真岡市、大田原市、下野市）
- ⇒ 災害対策本部と同一庁舎のため、災害時の体制に支障が少ない（下野市）

本庁舎に配置替したことによるデメリット

- ⇒ 庁舎の空調設備が一括管理のため、時間外や休日に緊急の出勤があった場合に各課でエアコンの起動ができない（真岡市）
- ⇒ 過年度の文書保存先を旧水道庁舎としているため、必要がある場合は、水道庁舎に戻る手間がある（下野市）
- ⇒ 旧水道庁舎の管理及び利活用方法の検討（小山市）
- ⇒ 企業会計から一般会計へ支払う庁舎使用料の負担が大きい（小山市）

既存の単独庁舎に配置した市町（佐野市、鹿沼市、日光市、那珂川町）

単独庁舎に引き続き配置した経緯

- ⇒ 既存の水道庁舎が耐震基準を満たしている建物であったため、継続使用が可能であった（日光市、那珂川町）
- ⇒ 新庁舎をコンパクトに設計する都合上、基本設計時より新庁舎内に入る想定をしていなかった等（佐野市、鹿沼市、那珂川町）
- ⇒ 新庁舎建設に伴う経済性を考慮（日光市、那珂川町）

単独庁舎に引き続き配置したことによるメリット

- ⇒ 浄水場などと近接しており、水道施設の一括監視と運転管理が可能で、災害発生時も迅速かつ的確に対応できる（佐野市、日光市）
- ⇒ 水道資材が同一敷地内に保管されるため、補修用資材、資料等の整理が円滑に行える（日光市）
- ⇒ 既存施設の有効活用が図れる（那珂川町）

単独庁舎に引き続き配置したことによるデメリット

- ⇒ ワンストップサービスとならない（佐野市、那珂川町）
- ⇒ 会議や事務連絡等で庁舎間の移動に時間を要する（日光市）